

## インターネットの利用と著作権

梅田総合法律事務所 弁護士 高橋 幸平  
弁護士 松本 健男

### ▶ POINT

- ① インターネット上の素材(写真、イラスト等の画像、地図、文章、音楽など)は、「他人の著作物」である可能性が高いです(無断使用は著作権侵害)。
- ② 「著作権フリー素材」と信じていたとの言い訳は通用しない場合があります。
- ③ インターネット上の素材を販促物やホームページ等に利用する場合、素材の著作権の所在、利用の可否、利用条件を必ず確認すべきです。

### 1 はじめに

ある日、突然、Y社宛に、イラスト制作会社と称するX社から、内容証明郵便が届いた。

その郵便には、以前、Y社が配布したチラシの中に、掲載したあるイラストがX社の商品であり、Y社に対し、著作権侵害による損害賠償として30万円の支払を求める旨が書かれていた。

X社のウェブサイトを確認すると、たしかに、Y社のチラシのイラストと全く同じものが「素材」として販売されていた。Y社では、このチラシを作製した担当者が、イラストをインターネットの検索サイトで「著作権フリー」の素材を検索し、ダウンロードして使用していた。

近頃、冒頭の様な事例の対応についてよく相談を受けます。そこで、今回はインターネットに係る著作権の問題をご紹介します。

## 2 インターネット上の素材は他人の著作物と心得よ

(1)「著作物」について、私的使用目的や事件報道のための場合など、一定の例外はありますが著作権者の許諾を得ないで無断で複製等をすれば、著作権侵害が問題となります。

法律上、「著作物」とは「思想や感情を創作的に表現したもの」とされています。

ここでいう「創作」性は緩やかに理解されており、「何らかの個性が現れていればよい」と言われています。

一般には、「プロの小説家の書く小説」や、「プロの漫画家の描くキャラクターの絵」くらいのレベルのものを「創作的に表現したもの」というイメージがあるかもしれませんが、冒頭の事例のように、インターネット上で見受けられる、一見簡単に描けそうなイラスト、よくありそうな風景写真、よくありそうな地図、ブログの記事やツイッターでのつぶやきなども、「著作物」にあたる可能性が十分にあります。

(2)著作権侵害の裁判ではその線引き(著作物性)がよく争いになりますが、日常的な業務では、インターネット上で見かける素材は、基本的に、「著作物」にあたることを考えておくことが無難でしょう。

したがって、インターネット上で見かける素材は、基本的に「他人の著作物」と心得ておくべきでしょう。パブリック・ドメイン<sup>1</sup>の場合やパブリック・ライセンス<sup>2</sup>などによって「非営利」の限定なく利用が許諾されている例外的な場合でなければ、「他人の著作物」の無断使用は著作権を侵害しています。

インターネット上の画像等を使用する場合、そもそも著作権に対する問題意識を全く持たずに、検索サイト等から、無意識に「他人の著作物」を無断で使用し、著作権侵害に陥ってしまっていることが多いと思われるので、要注意です。

## 3 「フリーサイト」から入手したので、自由に利用できるはずでは・・・

(1)次に、多少、著作権に対する問題意識のある方でも陥る落とし穴があります。

利用が許諾された著作物を集めたサイト(「フリーサイト」と呼ばれることもあります)から素材を取り込むケースです。このようなサイトにある写真等は自由に利用できる(「著作権フリー」である)と考えている方も多いと思います。

しかし、「フリーサイト」にも様々なものがあり、そこで扱われている写真等の素材も様々です。著作権者の識別情報がなく、誰に著作権が帰属するのか不明な素材を使用する場合、それが「フリーサイト」に掲載されていたとしても、これを使用した場合に、他人の著作権を侵害している可能性があるのです。

<sup>1</sup> 著作権が誰にも帰属せず、社会全体で共有されている状態のことです。著作権の保護期間が終了した場合や著作権者が権利の放棄を宣言した場合があります。

<sup>2</sup> 著作者が著作物を発表する際に、他の人がそれを利用できる条件を記載するマークのことです。クリエイティブ・コモンズ(CC)・ライセンスが有名です。このようなマークが付いている場合、マークの定める条件に従って、著作物を利用することができます。利用が許諾された著作物を集めたサイト(後述の「フリーサイト」)では、個々の著作物にマークを付けるのではなく、サイト内の規約にまとめて著作物を利用できる条件が記載されているものも多く見られます。

(2) 写真等の使用者からすれば、「フリーサイトから入手したので、著作権フリーだと信じていた」との言い訳をしたくなるでしょう。

しかし、近時の裁判例では、「フリーサイトから入手したものだとしても、識別情報や権利関係の不明な著作物の利用を控えるべきことは、著作権等を侵害する可能性がある以上当然である」(東京地裁 H27.4.15 判決)と、裁判所は著作権侵害に厳しい態度をとっています。

つまり、誰が著作権者かはっきりしない写真などを使用して、著作権侵害の警告を受けた場合、「フリーサイト」から入手したので、著作権フリーだと信じていたという言い訳は通用しないということです。

(3) また、近時、クリエイターが自らの作成した素材のみを「著作権フリー」の素材として提供しているなど、安心して利用できるフリーサイトも注目されていますが、このようなフリーサイトも無条件に素材の利用を許諾しているわけではありません。例えば、営利目的の場合の無償利用につき「一つの作成物の中に●点まで」という条件が付されており、これを超える場合には有償となることが利用規約の中に書かれているサイトもあります。規約に反する利用の仕方をすれば、もちろん著作権侵害となります。

## 4 インターネット上の素材を利用する時は著作権の所在と利用の可否、条件を必ず確認すべき

(1) 以上からも分かるように、インターネット上の写真、動画、イラストなどは、他人の著作物である可能性が高く、仮にそれが「フリーサイト」から入手したものであっても、著作権侵害に陥る危険性があるのです。

したがって、会社の販促物やホームページに、インターネット上の素材を利用する場合には、その素材の著作権が誰にあるのか、著作権者はその素材の利用を許諾しているのか、許諾している場合でも条件が付されていないかなど、著作権者の表示、ライセンスの表示、サイトの規約等をよく確認しなければいけません。

(2) また、著作権侵害のリスクを下げる観点からは、販促物等に使用する以前の問題として、会社の業務用の PC に、インターネット上の素材等を安易に取り込むこと自体も控えるべきでしょう。

複数の従業員でパソコンを共用している会社や、各パソコンからアクセスできる会社の共有サーバーがある会社も多いと思います。このような場合、素材等を一次的に取り込んだ本人は私的な目的であって転用を予定していなくても、共有フォルダ等にインターネットからダウンロードした写真等を保存していると、本人以外の他の従業員が、当該素材を見た時に、著作権の所在や利用条件がわからず、利用して問題のない素材だと軽信して利用してしまうおそれがあるからです。

特に、写真は、「会社の誰かが撮影して素材として保存したものだ」という誤解が生じやすいので注意が必要です。

## 5 まとめ

検索サイトの画像検索機能は、各ウェブサイトを開覧しなくても、各ウェブサイトの中に載っている写真やイラストを見ることができ、便利なものです。特に知識や技術がなくても、転用も容易です。

しかし、その便利さ、容易さゆえに、ライセンスの有無に関心なく、簡単にパソコンやタブレットに保存、利用し、結果、無意識に著作権侵害に陥っている危険があります。

インターネット上の素材は、基本的に他人の著作物であり、利用するにはその素材の著作権が誰にあるのか、著作権者はその素材の利用を許諾しているのか、許諾している場合でも条件が付されていないかを必ず確認すべきことを周知し、それぞれの業務の実情に合わせて、この機会に、著作物利用のチェック体制を一度検討してみることをお勧めします。

※ 許可なく転載することはお控え下さい。

※ このニュースレターは郵送から PDF ファイルでのメール配信に変更できます。PDF ファイルは、貴社内で転送・共有いただいて差し支えありません。電話またはメール(newsletter@umedasogo-law.jp)でお気軽にお申し出ください。

## COLUMN

今年の10月、ミャンマーで「新投資法」が成立しました。ミャンマーは、昨今、企業の進出先として注目を集めており、「アジア最後のフロンティア」と呼ばれることもあります。今回の「新投資法」は、外国企業の不動産の長期利用が容易になるなどミャンマー進出のハードルを緩和するもので、注目に値します。

また、同国では引き続き会社法の改正も予定されており、報道によると、外資の出資比率が35%未満の企業を国内企業とみなす等の改正が検討されているようです。もしこのような改正がされれば、ミャンマー国内企業への資本参加という進出の方法が可能となるなど、大きな影響があります。今後の同国の法改正の動向にも注目していきたいと思えます。

(弁護士 松本健男)

## 梅田総合法律事務所

〒530-0004 大阪市北区堂島浜1丁目1番5号 大阪三菱ビル6階

TEL : 06-6348-5566(代) FAX : 06-6348-5516

<http://www.umedasogo-law.jp>